

2020年度
自己点検・評価報告書
(法学研究科)

創価大学

基準1 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、研究科の目的を適切に設定しているか。

法学研究科の理念は、創価大学大学院学則にあるように、創価大学の「建学の精神」を根本に据えて、法学部教育の基礎の上に、さらに一層、社会の発展に貢献しうる人間を作り出す「人間教育」の思想を展開することである(1-1)。その目的の根本志向基盤は、民衆であり、「常に民衆の立場を忘れず、民衆目線で考察する民衆のための学問研究」である。そして、法または政治に対する深い学識、社会現象に適用していくための法技術、実践能力及び豊かな教養を身につけた高度専門職業人の育成を行うことである(1-2)。

点検・評価項目② 大学の理念・目的及び研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

法学研究科の理念・目的は、本学文系大学院・法学研究科のホームページ(1-3)、大学院要覧(1-4)、学生募集要項(1-5)において、「設置目的」「特色」「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」を記載し、受験生、学生及び社会に対し公表し、周知徹底が図られている。

(2) 長所・特色

以下3つの明確な理念・目的を設定している。

- ①単なる机上の学問ではない実践的かつ価値創造の学問を目指した法学・政治学の教育研究を進めること。
- ②常に、「民衆の立場」、「庶民の立場」を忘れず、「民衆の側に立った学問」の教育・研究を目指していること。
- ③教員は権威を振りかざすことなく学生の人格を尊重し、学生は学究者である教員を尊敬し、ともに学問を通じて互いに切磋琢磨して人格を磨いていくこと。

(3) 問題点

大学の建学の精神・理念は確固たるものがあるが、その精神・理念を具現化する新たなニーズに対応する法学教育・政治学教育の目的・目標設定を常に検討する必要がある。また、博士前期課程の教育目的と博士後期課程の教育目的には相違があるので、それぞれ、大学院学則、来年度の大学院要覧(2020年度)、学生募集要項(2022年度)及び法学研究科ホームページに、次のように区別して記載することにした。「法学研究科は、創価大学の建学の精神の理念を実現する、法律学・政治学分野の専門的人材群を輩出することを目的とする。法学研究科の博士前期課程の教育研究上の目的は、法律学・政治学に関する優れた研究者の養成及び高度専門職業人を輩出することを目的とする。法学研究科の博士後期課程の教育研究上の目的は、法律学・政治学に関する優れた研究能力を有する研究者を養成し、当該研究分野に関し、我が国及び国際的にも活躍できる学究を育てることを目的とする。」

(4) 全体のまとめ

現時点の目的・目標設定は適切である。

【根拠資料】

- 1-1 大学院学則第1条 創価大学大学院要覧（2020年度）255頁。
- 1-2 法学研究科の設置目的 学生募集要項（2021年度）3頁。
- 1-3 法学研究科のホームページ <https://www.soka.ac.jp/grad-let/major/law/policy/>
- 1-4 大学院要覧（2020年度）5～6頁、20～22頁。
- 1-5 学生募集要項（2021年度）3～4頁、15～17頁。

基準4 教育課程・学習内容

（1）現状の説明

点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

法学研究科においては、学位授与方針を定め、その方針を、法学研究科ホームページ及び大学院要覧で公表し、社会や学生に対し周知している。

〈博士前期課程・修士課程の学位授与方針〉

博士前期課程の学位授与方針は、修了単位数32単位を取得し、修士論文・リサーチ・ペーパーの審査を、100点満点中70点以上を得ることである。

修士論文・リサーチ・ペーパーの審査は、論文審査及び最終試験（口頭試問）からなる。主査委員1名及び審査委員2名の3名体制で行われる。

論文審査は、次の10項目の審査基準を中心に審査がなされる。すなわち、①論文タイトルの適切性—論文内容に相応しい論文タイトルあるいは副タイトルが付けられているか、②論文構成の妥当性—目次構成と目次タイトルが妥当であるか、③論文目的の妥当性—研究目的が明瞭であり各章と関連性があるか、④問題提起およびそれに対する結論の妥当性—当該テーマに関する一般的な知識を偏向なく得た上で、本論で論じようとする問題点が明瞭に指摘されており、それらに対する応答が結論部で十分になされているか、⑤先行文献研究の充実度と研究の意義—論文テーマに関する先行文献の研究がどの程度行われているか。当該テーマに関する一般的な知識が網羅的に把握された上で、当該研究の意義が明確にされているか、⑥論述内容の不偏性・客観性—論述内容が一方的な視点で書かれていないか。偏ったものになっていないか、⑦論述内容の論理性と客観性—議論が整理され、各章各節のつながりが論理的になっているか、⑧記述方法の適切性—文章の綴り方、段落分け、文法、文の構造などが適切か、⑨註付けの適切性—打つべき箇所に註が適切に打たれているか、⑩参考文献およびその記載方法の適切性—適切でかつ十分な数の参考文献が参照されているか、というものである。

最終試験（口頭試問）の内容は、①研究動機—本研究テーマを選んだ理由は何か、②研究目的—本研究の目的は何か、③研究の意義と独創性—本研究は学術的にどのような意味をもち独創的な点は何か、④研究期間—本研究はどのようなスケジュールで進められたか、⑤研究方法—本研究では主にどのような研究方法が採用されているか（一次文献、二次文献、日本語文献、外国語文献、実態調査、インタビューその他）、⑥研究内容—本研究の本論の内容はどのようなものか、⑦今後の課題—本研究の射程と残された研究課題は何か、という7項目である。

学生に周知するための大学院要覧及び法学研究科のホームページに記載されている内容を以下に記載する（4-1）。

修士論文・リサーチ・ペーパーの審査基準

1 評価

修士論文・リサーチ・ペーパーの審査では、論文審査および最終試験（口頭試問）を経て最終点数が付けられ、70点以上が合格となります。博士後期課程へ進学を希望する場合は、80点以上が必要です。

2 論文審査基準

提出された修士論文・リサーチ・ペーパーの論文審査は、次の10項目に沿っておこなわれます。自分の作成している論文ないしリサーチ・ペーパーを各項目の達成度に照らし合わせながら執筆を進めましょう。

(1) 論文タイトルの適切性

論文内容に相応しい論文タイトルあるいは副タイトルが付けられているか。

達成度	評価内容
5	問題提起を的確に表現しており、すぐれた論文題目である。
4	問題提起に相応しい論文題目が明示されている。
3	問題提起に相応しい論文題目であるが、副題にやや問題がある。
2	問題提起に相応しい論文題目となっていない。副題が不適切である。
1	問題提起に相応しい論文題目および副題になっていない。

(2) 論文構成の妥当性

目次構成と目次タイトルが妥当であるか。

達成度	評価内容
5	目次の構成が極めて妥当であり、各目次タイトルも適切である。
4	目次の構成が適切であり、各目次タイトルも概ね適切である。
3	目次の構成に適切性に欠ける部分があるが、目次タイトルは概ね適切である。
2	目次の構成に適切性が欠ける部分があり、目次タイトルに不適切な箇所がある。
1	目次の構成が不適切であり、目次タイトルにも不適切な箇所が多くある。

(3) 論文目的の妥当性

研究目的が明瞭であり各章と関連性があるか。

達成度	評価内容
5	研究目的が明確かつ簡潔に書かれ、その目的は各章に細分されて詳述されており、各章で意図されたことが明確に研究目的と関連している。
4	研究目的は明示されており、その目的は各章に細分されて記述されている。各章で意図されたことが、おおよそ研究目的と関連している。
3	研究目的は書かれているが、研究目的と各章の関連に不明瞭な箇所がある。
2	研究目的が不明瞭であり、各章への細分化は十分ではなく、それらの一部のみが研究目的に関連している。
1	研究目的が妥当性を欠くか不明確である。

(4) 問題提起およびそれに対する結論の妥当性

当該テーマに関する一般的知識を偏向なく得た上で、本論で論じようとする問題点が明瞭に指摘されており、それらに対する応答が結論部で十分なされているか。

達成度	評価内容
5	問題提起の質が高く、かつ明確に述べられ、これに対する答えが明瞭・妥当である。
4	問題提起が明確に述べられ、それに対して概ね答えられている。
3	問題提起は明確に述べられているが、それに対する問いのすべてに答えられていない。
2	問題提起は明確であるが、それに対する答えに不備がある。
1	問題提起が明確になっておらず、答えも不明確である。

(5) 先行文献研究の充実度と研究の意義および独創性

論文テーマに関する先行文献の研究がどの程度おこなわれているか。当該テーマに関する一般的知識が網羅的に把握された上で、当該研究の意義が明確にされているか。

達成度	評価内容
5	十分な先行文献研究がなされ、明確に既存の研究の問題点を指摘できており、研究の意義が明瞭になっている。
4	一定程度の先行文献研究がなされ、既存の研究の問題点を指摘できているが、研究の意義が十分説明しきれていない。
3	一定程度の先行文献研究が参照されているが、既存の研究の問題点の指摘が不十分であり、研究の意義が不鮮明である。
2	先行文献を集めてはいるが、その分析は機械的・列挙的であり、既存の研究の問題点の指摘が不完全かつ不明瞭である。
1	先行文献研究が非常に少なく、当該領域の理解度が低い。既存の研究の問題点も指摘されておらず、研究の意義も述べられていない。

(6) 論述内容の不偏性・客観性

論述内容が一方的な視点で書かれていないか。偏ったものになっていないか。

達成度	評価内容
5	一貫して論述内容に偏りがなく、極めて学術的に書かれている。
4	論述内容のごく一部に偏りが認められるが、全体的に学術性は保たれている。
3	論述内容の一部に偏りがあり、学術的にやや問題がある。
2	論述内容に偏りが散見され、学術的に低い。
1	論述内容が一方的な視点で書かれており、学術性が極めて低い。

(7) 論述内容の論理性と客観性

議論が整理され、各章各節のつながりが論理的になっているか。

達成度	評価内容
5	章立てを含めた論述の流れが極めて論理的で考察が緻密かつ明瞭である。
4	章立てを含めた論述の流れに適切性が保たれており、考察が論理的である。

3	論述の流れに一部不明瞭な個所があり、部分的に考察の論理性にも不明瞭な個所がある。
2	論述の流れに不明瞭な個所が多くあり、考察の論理性が不明瞭な箇所が多く見られる。
1	論述の流れが不明瞭であり、考察の論理性が極めて不明瞭である。

(8) 記述方法の適切性

文章の綴り方、段落分け、文法、文の構造などが適切か。

達成度	評価内容
5	適切な段落に分けられており、文章の綴り方、文法において間違いがなく、洗練された文章になっている。
4	文章の記述において重要な間違いが存在せず、研究論文として適切な文章になっている
3	文章の記述においていくつかの間違いがある。研究論文として部分的に不適切な表現がある。
2	文章の記述において重要ないくつかの間違いがある。研究論文として不適切な箇所が散見される。
1	文章記述に関する間違いが重大で多くある。研究論文として不適切な箇所が多くある。

(9) 註付けの適切性

打つべき箇所に註が適切に打たれているか。

達成度	評価内容
5	一貫した書式になっており、極めて適切に註が打たれている。
4	書式は概ね適切であるが、一部に不適切な個所がある。
3	書式に適切ではない箇所が散見される。
2	書式に適切でない箇所が目立つ。
1	書式が不統一であり不適切な箇所が極めて多い。

(10) 参考文献およびその記載方法の適切性

適切でかつ十分な数の参考文献が参照されているか。使用した参考文献の中に学術性の低いものはな
いか。参考文献一覧は付いているか。註で挙げた文献が参考文献一覧に網羅され、かつその記載方法が
適切か。

達成度	評価内容
5	参考・引用文献の質は高く、量的にも十分な文献数である。参考文献一覧に本文の註で挙げた参考文献がすべて網羅されており、かつ執筆要領にしたがって正確に記載されている。
4	参考・引用文献の質は高いが、文献の数が不十分である。本文の註で挙げた参考文献の一部が、参考文献一覧に記されていない。書式に不備はない。
3	参考・引用文献は参照されているが、いくつかの文献の質が低い。量的にも不十

	分である。参考文献一覧に本文の註で挙げた参考文献が網羅されておらず、一部書式に不備が見られる。
2	参考・引用文献は参照されているが、全体的に質が低い。本文の註で挙げた参考文献と異なる文献が、一覧に記されている。書式に不備が多い。
1	参考・引用文献の記載はあるが、質が低く量的にも不十分である。参考文献一覧がない、あるいはその記載方法に極めて不備が多い。

3 最終試験（口頭試問）審査基準

最終試験（口頭試問）は、主査委員1名および2名の担当委員の合計3名の教員で審査されます。試問後ただちに3名の審査委員は採点作業に移り、その場で修士論文・リサーチ・ペーパーの合否の判断がなされます。

(1) 試問内容

まず主査から以下の内容について問われます。その後、英語以外の外国語の知識も含め、執筆した論文の内容について各委員から質問があり、これに対して学生は明瞭かつ的確に回答しなければなりません。

①	研究動機	本研究テーマを選んだ理由な何か。
②	研究目的	本研究の目的は何か。
③	研究の意義	本研究は学術的にどのような意味をもつのか。
④	研究期間	本研究はどのようなスケジュールで進められたか。
⑤	研究方法	本研究では主にどのような研究方法が採用されているか（一次文献、二次文献、日本語文献、外国語文献、実態調査、インタビューその他）。
⑥	研究内容	本研究の本論の内容はどのようなものか。
⑦	今後の課題	本研究の射程と残された研究課題は何か。

(2) 口頭試問の採点基準

口頭試問の結果は次の5項目に沿って審査・採点され、試問結果は、合格か不合格のいずれかになります。

①	研究動機の明瞭性	本テーマを選んだ理由について明瞭な回答がなされているか。
②	研究目的と意義	本研究の目的と研究意義を明確に説明できているか。
③	回答の明瞭性	審査委員からの質問に論理的かつ明瞭に回答できているか。
④	研究方法の妥当性	適切な期間と段階を経て作成されたものであるか。外国文献がどの程度使われているか。
⑤	今後の課題の明瞭性	本研究の残された研究課題が明確にされているか。

〈博士後期課程の学位授与方針〉

博士後期課程の学位授与方針は、特殊研究指導を6科目12単位、隣接科目群科目2科目4単位を修得し、博士論文を提出して審査を受け、最終試験（口頭試問）で合格することである。

博士論文の審査及び最終試験（口頭試問）の論文審査基準や試問内容は、修士課程とほぼ同様であるが、博士課程の特色から、研究の独創性に最も重点が置かれ、また、引用文献についても、2か国語の外国文献があることが望ましい。

学生に学位授与方針を周知するために、大学院要覧及び法学研究科のホームページに記載された内容を以下に示す（4-2）。

博士論文の審査基準

1 評価

博士論文の審査では、論文審査および最終試験（口頭試問）を経て合否が決定されます。

2 論文審査基準

提出された博士論文の論文審査は、次の10項目に沿っておこなわれます。自分の作成している論文を各項目の達成度に照らし合わせながら執筆を進めましょう。

(1) 論文タイトルの適切性

論文内容に相応しい論文タイトルあるいは副タイトルが付けられているか。

達成度	評価内容
5	問題提起を的確に表現しており、すぐれた論文題目である。
4	問題提起に相応しい論文題目が明示されている。
3	問題提起に相応しい論文題目であるが、副題にやや問題がある。
2	問題提起に相応しい論文題目となっていない。副題が不適切である。
1	問題提起に相応しい論文題目および副題となっていない。

(2) 論文構成の妥当性

目次構成と目次タイトルが妥当であるか。

達成度	評価内容
5	目次の構成が極めて妥当であり、各目次タイトルも適切である。
4	目次の構成が適切であり、各目次タイトルも概ね適切である。
3	目次の構成に適切性に欠ける部分があるが、目次タイトルは概ね適切である。
2	目次の構成に適切性が欠ける部分があり、目次タイトルに不適切な箇所がある。
1	目次の構成が不適切であり、目次タイトルにも不適切な箇所が多くある。

(3) 論文目的の妥当性

研究目的が明瞭であり各章と関連性があるか。

達成度	評価内容
5	研究目的が明確かつ簡潔に書かれ、その目的は各章に細分されて詳述されており、各章で意図されたことが明確に研究目的と関連している。
4	研究目的は明示されており、その目的は各章に細分されて記述されている。各章で意図されたことが、おおよそ研究目的と関連している。
3	研究目的は書かれているが、研究目的と各章の関連に不明瞭な箇所がある。
2	研究目的が不明瞭であり、各章への細分化は十分ではなく、それらの一部のみが研究目的に関連している。

1	研究目的が妥当性を欠くか不明確である。
---	---------------------

(4) 問題提起およびそれに対する結論の妥当性

当該テーマに関する一般的知識を偏向なく得た上で、本論で論じようとする問題点が明瞭に指摘されており、それらに対する応答が結論部で十分なされているか。

達成度	評価内容
5	問題提起の質が高く、かつ明確に述べられ、これに対する答えが明瞭・妥当である。
4	問題提起が明確に述べられ、それに対して概ね答えられている。
3	問題提起は明確に述べられているが、それに対する問いのすべてに答えられていない。
2	問題提起は明確であるが、それに対する答えに不備がある。
1	問題提起が明確になっておらず、答えも不明確である。

(5) 先行文献研究の充実度と研究の意義および独創性

論文テーマに関する先行文献の研究がどの程度おこなわれているか。当該テーマに関する一般的知識が網羅的に把握された上で、当該研究の意義が明確にされ独創的な研究になっているか。

達成度	評価内容
5	十分な先行文献研究がなされ、明確に既存の研究の問題点を指摘できており、研究の意義が明瞭で独創的な研究となっている。
4	一定程度の先行文献研究がなされ、既存の研究の問題点を指摘できているが、研究の意義が十分説明されておらず、研究の独創性が一部に限られている。
3	一定程度の先行文献研究が参照されているが、既存の研究の問題点の指摘が不十分であり、研究の意義が不鮮明かつ研究の独創性にやや問題がある。
2	先行文献を集めてはいるが、その分析は機械的・列挙的であり、既存の研究の問題点の指摘が不完全かつ不明瞭で研究の独創性に大いに疑問がある。
1	先行文献研究が非常に少なく、当該領域の理解度が低い。既存の研究の問題点も指摘されておらず、研究の意義も述べられていない。研究の独創性も見当たらない。

(6) 論述内容の不偏性・客観性

論述内容が一方的な視点で書かれていないか。偏ったものになっていないか。

達成度	評価内容
5	一貫して論述内容に偏りがなく、極めて学術的に書かれている。
4	論述内容のごく一部に偏りが認められるが、全体的に学術性は保たれている。
3	論述内容の一部に偏りがあり、学術的にやや問題がある。
2	論述内容に偏りが散見され、学術的に低い。
1	論述内容が一方的な視点で書かれており、学術性が極めて低い。

(7) 論述内容の論理性と客観性

議論が整理され、各章各節のつながりが論理的になっているか。

達成度	評価内容
5	章立てを含めた論述の流れが極めて論理的で考察が緻密かつ明瞭である。
4	章立てを含めた論述の流れに適切性が保たれており、考察が論理的である。
3	論述の流れに一部不明瞭な箇所があり、部分的に考察の論理性にも不明瞭な箇所がある。
2	論述の流れに不明瞭な箇所が多くあり、考察の論理性が不明瞭な箇所が多く見られる。
1	論述の流れが不明瞭であり、考察の論理性が極めて不明瞭である。

(8) 記述方法の適切性

文章の綴り方、段落分け、文法、文の構造などが適切か。

達成度	評価内容
5	適切な段落に分けられており、文章の綴り方、文法において間違いがなく、洗練された文章になっている。
4	文章の記述において重要な間違いが存在せず、研究論文として適切な文章になっている
3	文章の記述においていくつかの間違いがある。研究論文として部分的に不適切な表現がある。
2	文章の記述において重要ないくつかの間違いがある。研究論文として不適切な箇所が散見される。
1	文章記述に関する間違いが重大で多くある。研究論文として不適切な箇所が多くある。

(9) 註付けの適切性

打つべき箇所に註が適切に打たれているか。

達成度	評価内容
5	一貫した書式になっており、極めて適切に註が打たれている。
4	書式は概ね適切であるが、一部に不適切な箇所がある。
3	書式に適切ではない箇所が散見される。
2	書式に適切でない箇所が目立つ。
1	書式が不統一であり不適切な箇所が極めて多い。

(10) 参考文献およびその記載方法の適切性

適切でかつ十分な数の参考文献が参照されているか。使用した参考文献の中に学術性の低いものはな
いか。参考文献一覧は付いているか。註で挙げた文献が参考文献一覧に網羅され、かつその記載方法が
適切か。英語以外の外国語文献が使われているか。

達成度	評価内容
5	参考・引用文献の質は高く、量的にも十分な文献数である。参考文献一覧に本文の註で挙げた参考文献がすべて網羅されており、かつ執筆要領にしたがって正確に記載されている。当該研究に関する英語以外の外国語文献が豊富に利用されて

	いる。
4	参考・引用文献の質は高いが、文献の数が不十分である。本文の註で挙げた参考文献の一部が、参考文献一覧に記されていない。書式に不備はない。当該研究に関する英語以外の外国語文献が複数利用されている。
3	参考・引用文献は参照されているが、いくつかの文献の質が低い。量的にも不十分である。参考文献一覧に本文の註で挙げた参考文献が網羅されておらず、一部書式に不備が見られる。当該研究に関する英語以外の外国語文献が少ない。
2	参考・引用文献は参照されているが、全体的に質が低い。本文の註で挙げた参考文献と異なる文献が、一覧に記されている。書式に不備が多い。当該研究に関する英語以外の外国語文献が極めて不十分である。
1	参考・引用文献の記載はあるが、質が低く量的にも不十分である。参考文献一覧がない、あるいはその記載方法に極めて不備が多い。英語以外の外国語文献が利用されていない。

3 最終試験（口頭試問）審査基準

最終試験（口頭試問）は、主査委員1名および2名の担当委員の合計3名の教員で審査されます。試問後ただちに3名の審査委員は採点作業に移り、その場で博士論文の可否の判断がなされます。

(1) 試問内容

まず主査から以下の内容について問われます。その後、英語以外の外国語の知識も含め、執筆した論文の内容について各委員から質問があり、これに対して学生は明瞭かつ的確に回答しなければなりません。

①	研究動機	本研究テーマを選んだ理由な何か。
②	研究目的	本研究の目的は何か。
③	研究の意義と独創性	本研究は学術的にどのような意味をもち独創的な点は何か。
④	研究期間	本研究はどのようなスケジュールで進められたか。
⑤	研究方法	本研究では主にどのような研究方法が採用されているか（一次文献、二次文献、日本語文献、外国語文献、実態調査、インタビューその他）。
⑥	研究内容	本研究の本論の内容はどのようなものか。
⑦	今後の課題	本研究の射程と残された研究課題は何か。

(2) 口頭試問の採点基準

口頭試問の結果は次の5項目に沿って審査・採点され、試問結果は、合格か不合格のいずれかになります。

①	研究動機の明瞭性	本テーマを選んだ理由について明瞭な回答がなされているか。
②	研究目的と意義	本研究の目的と研究意義および独創性を明確に説明できているか。

③	回答の明瞭性	審査委員からの質問に論理的かつ明瞭に回答できているか。
④	研究方法の妥当性	適切な期間と段階を経て作成されたものであるか。外国文献がどの程度使われているか。
⑤	今後の課題の明瞭性	本研究の残された研究課題が明確にされているか。

点検・評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

法学研究科においては、教育課程の編成・実施方針として、次の3つの基本方針を定めている(4-3)。

第1に、学生の多様なニーズに対応するためコース制を採用すること。

第2に、組織的教育を行うための指導体制を確立すること。

第3に、学生にとって魅力のある柔軟な制度を構築すること。

〈博士前期課程・修士課程の教育課程の編成・実施方針の設定と公表〉

以上の基本方針に従い、学位ごとの教育課程の編成・実施方針を定め公表している(4-4)。

博士前期課程には、「修士論文作成コース」と「リサーチ・ペーパー作成コース」が置かれている。修士論文作成コースは、主として研究者を志望する者および修士論文の作成を必要とする者のためのコースであり、リサーチ・ペーパー作成コースは、主として高度専門職業人を志望する者のためのコースです。ここでいう「リサーチ・ペーパー」とは、「特定課題についての研究成果」をまとめたレポートのことである。

そこで、組織的教育を行うためにコア科目が設けられ、学生は、第1 Semesterでコア科目を履修する。その後、第2 Semesterから第4 Semesterまで、課程修了に向けて所定の単位を修得する。多くの「特論」科目は、学生の科目選択を容易にするため、「科目群科目」として分類されている。

修士の学位を取得するためには、修士論文あるいはリサーチ・ペーパーを作成し、それらの審査と最終口頭試験を受けて、これに合格する必要がある。

なお法学研究科では、学生のニーズに対応する柔軟な制度を構築するため、1年間(2 Semester)で修了することができる早期修了制度が設けられた。1年修了予定となる学生は第1 Semesterの開始前に決定され、第1年次に修士論文あるいはリサーチ・ペーパーを提出することができる。

授業は、少人数で行われ、教授は、学生の研究状況を把握し、きめ細かく指導を行う。これによって、学生が主体的に修士論文あるいはリサーチ・ペーパーを作成できる環境が形成されることになる。

学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との関係については、特に、指導教授による修士論文指導・リサーチ・ペーパー指導において、修士論文・リサーチ・ペーパーの作成にあたり、修士論文・リサーチ・ペーパーの論文審査基準を意識しながら、その基準の周知徹底を図るようにしている。指導教授による修士論文研究指導は、1年次秋学期4単位、2年次春学期2単位、2年次秋学期2単位の合計8単位が配置されている。また、リサーチ・ペーパー作成指導は、2年次秋学期に2単位が配置されている。

〈博士後期課程・博士課程の教育課程の編成・実施方針の設定と公表〉

博士後期課程(博士課程)は、その主要目的が研究者養成にあるので、それにふさわしい教育課程の編成・実施方針を定め、それを公表している(4-5)。

博士後期課程では、1年次の春学期と秋学期において、指導教授以外の博士後期課程担当教員の科目を2単位ずつ履修しなければならない。とかく、博士後期課程の教育課程の編成については、コースワークがない指導教授一辺倒の教育編成がとられてきたが、カリキュラム改訂時にコースワークを加味した教

育編成をとったものである。

博士後期課程の指導教授による特殊研究指導は、1年次・2年次・3年次の春学期及び秋学期に2単位科目として教育課程は編成されているが、これら特殊研究指導において、博士論文の審査基準を意識しながら学位授与基準をクリアする博士論文の作成に当たっている。

点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈博士前期課程・修士課程の授業科目の開設と教育課程の体系的編成〉

上記教育課程の編成・実施方針に基づき、博士前期課程の1年次の春学期は、コースワークの一環として、コア科目の選択必修科目を設けている。3科目6単位で、履修単位数の上限が12単位であるので、コア科目以外の6単位は、春学期開設科目の3科目6単位を履修している。

1年次秋学期以降は、【修論コース】においては、「公法刑事法科目群」「民事企業法科目群」「国際法科目群」「基礎法科目群」「政治学科目群」「その他の科目群」の中から、9科目18単位を選択科目として履修しなければならない。【リサーチ・ペーパー・コース】においては、上記の科目群から12科目24単位を選択科目として、履修しなければならない(4-6)。

〈博士後期課程・博士課程の授業科目の開設と教育課程の体系的編成〉

上記教育課程の編成・実施方針に基づき、博士後期課程の1年次の春学期及び秋学期は、コースワークの一環として、研究指導科目以外に、隣接科目群科目から2科目4単位の選択必修科目として履修しなければならない。研究指導科目は、各学期単位2単位を履修する。6科目12単位が選択必修科目として履修しなければならない(4-7)。

点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

〈博士前期課程・修士課程の学習活性化・効果的教育措置〉

博士前期課程において、毎年、1年間の「研究指導計画書」を作成している。学生は、指導教授と話し合い、研究計画を作成し、その研究計画を達成するための研究指導計画を指導教授が作成する(4-8)。学生は年間スケジュールを達成することを目標としてリサーチ・ワークを行う。また、各指導教授の指導で、修士論文・リサーチ・ペーパーの中間報告会を行っているところもあり、修士論文の充実に向けて取り組んでいる。

法学研究科博士前期課程の「研究指導計画」は以下の通りである。

1年次には「コア科目」を中心とした履修、2年次には「科目群科目」を中心とした履修となっており、履修・研究の進め方をオリエンテーション時に説明している。こうした科目の履修を通し、研究内容を段階的に深化させ、最終的には、学位論文作成・修了に至ることになる。

1年次春学期は指導教員を置かず、幅広く履修を進め、1年次春学期後半でコース選択・指導教員を決定し、研究を進める。

		修士論文作成コース	リサーチペーパー作成コース
1年次	4月	入学時オリエンテーションにおいて、履修・研究についての説明。	

		履修登録	
	4月～7月	「コア科目」「専門外書研究」の履修	
	7月～9月	コース選択 指導教員の決定	コース選択 科目選択担当支援教員の決定
	9月	履修について指導教員による指導が行われ、履修登録をする。	履修について科目選択担当支援教員による指導が行われ、履修登録をする。
	9月～1月	科目群科目の履修 「修士論文研究指導Ⅰ」の履修 修士論文の研究テーマの選定作業・研究資料の収集	科目群科目の履修
2年次	4月	履修について指導教員による指導が行われ、履修登録をする。	履修について科目選択担当支援教員による指導が行われ、履修登録をする。
	4月～7月	科目群科目の履修 「修士論文研究指導Ⅱ」の履修 修士論文のテーマの決定・研究資料の収集・読了	科目群科目の履修
	6月	指導教員の許可を得た上で、「学位論文題目・研究計画書」を提出する。 春学期と夏休み期間を利用し、修士論文の目次の作成、修士論文の原案の作成	
	9月～12月	履修について指導教員による指導が行われ、履修登録をする。 秋学期を使い、修士論文のブラッシュアップや研究内容の深化を図り修士論文を完成させる。	履修について科目選択担当支援教員による指導が行われ、履修登録をする。 科目選択担当支援教員の許可を得た上で、「学位論文題目・研究計画書」を提出する。 秋学期を利用して、科目選択担当支援教員の指導の下、リサーチペーパーの研究テーマの選定・決定、リサーチペーパーの作成・完成。

〈博士後期課程・博士課程の学習活性化・効果的教育措置〉

1年次には、指導教員による「研究指導科目」と博士後期課程担当の教員による「隣接科目群科目」を履修、2年次及び3年次には指導教員による「研究指導科目」を履修する。履修・研究の進め方をオリエンテーション時に説明している。こうした科目の履修を通し、研究内容を段階的に深化させ、最終的には、学位論文作成・修了に至ることになる。

		博士論文の作成
1年次	4月	入学時オリエンテーションにおいて、履修・研究についての説明。
	4月～7月	1年次の「研究指導計画」の検討・作成 指導教員の「研究指導科目」である「特殊研究指導Ⅰ」と「隣接科目群科目Ⅰ」の履修、「隣接科目群科目」は春学期2単位、秋学期2単位を履修。同一教員の科目を春学期及び秋学期に履修してもいいし、春学期と秋学期で異なる教員の科目を履修してもよい。 「特殊研究指導Ⅰ」では、博士論文の研究テーマの選定作業・研究テーマの決定、研究資料の収集・読了・分析を行う。
	8月～9月	夏休み期間 博士論文の目次及び研究内容の概略の作成
	9月～1月	「特殊研究指導Ⅱ」及び「隣接科目群科目Ⅱ」の履修 博士論文の研究内容の深化、研究資料の収集・読了・分析
2年次		
	4月～7月	2年次の「研究指導計画」の検討作成 「特殊研究指導Ⅲ」の履修 博士論文の研究内容の深化、研究資料の収集・読了・分析
	9月～1月	「特殊研究指導Ⅳ」の履修 博士論文の研究内容の深化、研究資料の収集・読了・分析 11月中旬に、博士後期課程担当教員の前で博士論文の中間報告会を開催、博士後期課程担当教員からアドバイスを受ける。
3年次	4月～7月	3年次の「研究指導計画」の検討作成 「特殊研究指導Ⅴ」の履修 博士論文の原稿執筆、すでに執筆したものはその整理編集
	6月	指導教員の許可を得た上で、「学位論文題目・研究指導計画書」を大学院事務局に提出をする。
	8月～9月	夏休み期間 博士論文の原稿執筆、すでに執筆したものはその整理編集

	はその整理編集
9月～1月	「特殊研究指導VI」の履修 博士論文の原稿執筆、すでに執筆したものがあればその整理編集 12月中旬に、博士後期課程担当教員の前で博士論文の完成報告会を開催、博士後期課程担当教員から意見・感想を伺う。

点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

〈博士前期課程・修士課程の成績評価、単位認定及び学位授与の適切性〉

博士前期課程の【修論作成コース】及び【リサーチ・ペーパー・コース】の修了単位数は、32単位であり、科目の単位認定は履修科目の担当者によって厳格に評価している。また、学位授与要件は、上述した修士論文審査基準に従い、指導教授の主査委員と2人の審査委員の3人で審査基準を満たしているかどうか審査し、70点以上が合格となる。以上の修了要件、修士論文審査基準及び学位授与要件は、大学院要覧及び法学研究科のホームページにおいて明示・公表している（4-10）。

〈博士後期課程・博士課程の成績評価、単位認定及び学位授与の適切性〉

博士後期課程の修了要件は、特殊研究指導を6科目12単位、隣接科目群科目2科目4単位、合計8科目16単位を修得し、博士論文を提出して合格になることである。

単位の認定は、博士論文審査請求資格を認めるための基礎になるので、厳格に認定される。

学位授与要件は、上述した博士論文審査基準に従い、論文審査を主査委員と担当審査委員2人で行い、最終試験（口頭試問）を経て合否が決定される。博士論文を充実させるため、各学年の秋学期に、後期課程担当者の有資各教員を対象に研究報告を行う。場合によっては、研究報告に代えて、外部の研究会において研究発表することも推奨する。

以上の修了要件、博士論文審査基準及び学位授与要件は、大学院要覧及び法学研究科のホームページにおいて明示公表している（4-11）。

点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

博士前期課程・修士課程及び博士後期課程・博士課程の学生の学習成果を適切に把握し評価することは、学習の成果物である、修士論文、リサーチ・ペーパーの論文審査を通してなされる。したがって、論文審査及び最終試験は論文審査基準に基づき厳格に行われる必要がある。

点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程、その内容・方法の適切性に対して、カリキュラム検討委員会及び法学研究科委員会において、定期的に点検・評価を行っている。また、その点検・評価の結果に基づき改善・向上するようにしている。特に、修士論文の提出状況や修士論文の評価を通して検討し改善をしている。

（2）長所・特色

修士論文・リサーチ・ペーパーの明確な論文審査基準を設定し、それに基づいて審査を行い点数化している点は明瞭であり、客観的な評価の指標としても有用である。

博士前期課程及び博士後期課程における、コースワークとリサーチ・ワークの両者をカリキュラム上、バランスよく実施していることが長所である。兎角、リサーチ・ワークに偏りがちな大学院であるが、コースワークを取り入れているところが法学研究科の評価できる点である。

(3) 問題点と改善

博士前期課程及び博士後期課程における学位授与方針・論文審査基準はめいかくであるが、それらを意識した教育を指導教員ができているかどうか、検証する必要がある。

教育課程の編成・実施方針の変更を通して、学生にとって魅力的な教育課程・カリキュラムを構築することが必要であり、法学研究科に入学してくる学生が、税理士志望の学生や外交官志望の学生が例年比較的に多く、それら学生のニーズに合った教育課程の編成について更に努力すべきである。

また、博士後期課程のカリキュラム・ポリシーについて基本的な考え方が明示されていなかった。そこで、2021年度の大学院要覧の中で〈博士後期課程〉のカリキュラム・ポリシーとして次の記述を加筆した。

1. 博士論文で取り上げる研究テーマに関して、当該研究分野において活躍できる学究を育てることを目的とし、当該研究分野の多面的複眼的思考ができるよう、指導教授はもちろんであるが、博士後期課程の教授陣のアドバイスを受ける機会を設けるカリキュラム構成とする。
2. 博士後期課程1年次において、春学期及び秋学期の2学期にわたり、指導教授以外の教員による2単位科目を設け、その科目担当者から、当該博士論文の研究分野における指導を受けることができるカリキュラムとする。
3. 複数教員によるコースワークを実現するため、原則的に、1年次から3年次の秋学期までに博士論文の中間報告会を実施する。
4. 博士論文の作成に関するロードマップを作成し、博士論文の進捗状況について確認しながら博士論文の指導をするよう、指導教授の研究指導に関する授業科目の中で明確にする。

(4) 全体のまとめ

教育課程の編成・実施方針は大学院の重要な方向性を示すものなので、常に、検討や改善をする必要がある。社会や学生が期待する教育課程は何かを常に念頭において大学院運営をしなければならない。

【根拠資料】

- 4-1 大学院要覧(2020年度)95~99頁、法学研究科ホームページ <https://www.soka.ac.jp/grad-let/major/law/dis/criteria/>。
- 4-2 大学院要覧(2020年度)100~104頁、法学研究科ホームページ <https://www.soka.ac.jp/grad-let/major/law/dis/criteria/>。
- 4-3 法学研究科ホームページ
<https://www.soka.ac.jp/grad-let/major/law/curriculum/feature/>、大学院要覧(2020年度)5頁。
- 4-4 大学院要覧(2020年度)85~86頁、法学研究科ホームページ <https://www.soka.ac.jp/grad->

let/major/law/curriculum/view/。

4-5 大学院要覧（2020年度）88～89頁。

4-6 大学院要覧（2020年度）87頁、法学研究科ホームページ

https://www.soka.ac.jp/files/ja/20190329_192705.pdf

4-7 大学院要覧（2020年度）90～91頁、法学研究科ホームページ

https://www.soka.ac.jp/files/ja/20190329_194033.pdf

4-8 創価大学大学院研究指導計画書

4-9 大学院要覧（2020年度）88頁。

4-10 大学院要覧（2020年度）85頁、87頁、95頁、 法学研究科ホームページ

<https://www.soka.ac.jp/grad-let/major/law/curriculum/view/>

4-11 大学院要覧（2020年度）88～89頁、90～91頁、100頁、法学研究科ホームページ

<https://www.soka.ac.jp/grad-let/major/law/curriculum/view/>

基準5 学生の受け入れ

（1）現状説明

点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

法学研究科では、博士前期課程・後期課程の学生の受け入れ方針について、次のように定め公表している（5-1）。

〈博士前期課程・修士課程〉

法学研究科博士前期課程は、高度な専門的職業人を育成するために、一定の基礎知識と旺盛な学修意欲をもつ国内外の学生を受け入れている。専門的職業人とは、博士前期課程を修了して、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、国家公務員、いわゆる外交官、国際機関及び企業における法務担当者など、高度の専門的知識を要する職業のことである。

本学の建学の精神に深く共鳴し、基礎知識の修得と時代の問題群に対する解決を求めようとする積極的な姿勢をもつ学生を望んでいる。

法学または政治学に関する専門科目を修得し、高度な専門的職業人となる意欲を強くもつ学生を望んでいる。

〈博士後期課程・博士課程〉

建学の精神を理解し、法学または政治学のすぐれた研究者になる素質を有する者を受け入れ育成するように、法学研究科博士後期課程の入学試験には、外国語筆記試験及び専門科目を中心とする口頭試問を課している。

以上の学生受け入れ方針は、文系大学院ホームページおよび大学院要覧、学生募集要項で公表している。

点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

博士前期課程および博士後期課程の入学試験制度や入学者等を総合的に分析し、本学法学部および他学部ならびに他大学等から出願してくる受験者を幅広く受け入れる試験制度を確立することに努め、入

試情報については、「学生募集要項」及び法学研究科のホームページにおいて公表している（5-2）。

博士前期課程（募集定員 15 名）では、「学内選考試験」（5 月下旬実施）、「特別学内選考試験」（5 月下旬、9 月下旬、2 月中旬実施）、「一般入学試験」（9 月下旬、2 月中旬実施）を行っている。「特別学内選考試験」とは、法学部での学業成績優秀者等を対象にした試験であり、一定の成績基準を満たした受験者について筆記試験を免除し、面接試験のみで選考するものである。

また、博士後期課程（募集定員 3 名）では「進学選考試験」、「一般入学試験」（両試験とも 2 月中旬実施）を行っている。このように多種の試験制度を取り入れることによって、学生の多様な資質を測ることに努めている。

試験内容については、博士前期課程では「学内選考試験」、「一般入学試験」とも、試験科目として筆記試験の「法学」と面接を課している。また、博士後期課程では「進学選考試験」、「一般入学試験」とも、試験科目として外国語（英語・ドイツ語・フランス語のうちから 1 科目選択）、および口頭試問（専門科目を中心として）を課している。

なお、「一般入学試験」では、博士前期課程および後期課程とも、他大学生および他大学の大学院生等と本学進学者とを区別することなく、試験成績の順位によって受け入れている。創価大学大学院「学生募集要項」および法学研究科への出願書類は、文系大学院のホームページで公開している。

博士前期課程および後期課程の両方で試験に面接を取り入れることで、受験者のプロフィールを把握するとともに、当該受験者が正しく入学受け入れ方針を理解しているかを確かめることができる。

点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

博士前期課程の入学定員は 15 名、収容定員は 30 名である。在籍学生数は、2020 年 4 月現在、15 名である。また、博士後期課程の入学定員は 3 名、収容定員は 9 名である。2020 年 4 月現在の在籍学生数は 2 名である。

2020 年度の博士前期課程の入学定員充足率は 40%、収容定員充足率は 50%である。この数値を見ても、学生を十分に受け入れているといえる。

	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	令和元 年度	令和 2 年 度
入学定員充足率	40%	40%	47%	33%	40%
収容定員充足率	40%	43%	53%	53%	50%

他方、博士後期課程は、ここ 5 年間は受験者が不在の時期が続き、2020 年度入試において 2 名が合格し、入学した。2020 年度の入学定員充足率は、66.7%、収容定員充足率は 22.2%である。研究者養成課程の今日的な傾向の一つとして、法務研究科の修了が要件となりつつある現状に鑑みれば、当面はある程度進学率が少ないこともやむを得ないといえ、また、司法修習終了後に博士後期課程に入学することを志望する者が今後出てくる可能性があることから、博士後期課程の定員については、なお従前のままとしている。

博士後期課程の充足率を高めるためには、本学他学部や他大学等の出身者を広く受け入れるとともに、法学部から法学研究科への進学者をより一層増やすことも検討されている。このための具体的な方策としては、例えば法学部ガイダンスの機会を利用して、法学研究科へ進学して法学・政治学の専門研究を行うことを勧奨するなど、より研究科の内容、進路などを含めて広報活動を積極的に展開することである。幸いにして、2021年度入試において2名が合格し、2021年度に入学する予定である。そうすると、入学定員充足率は66.7%、収容定員充足率は44.4%になる予定である。

点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

法学研究科博士前期課程および博士後期課程のこれまでの入学試験制度や入学者等を常に総合的に分析し、本学法学部および他学部ならびに他大学等から出願してくる受験者を幅広く受け入れる試験制度を確立するように努めている。

その実施状況を検証するために、各試験制度別による入学者のデータを作成している。例えば、過去3年間のデータでは、「特別学内選考試験」による入学者の過去5年間の内訳及び博士前期課程への他大学出身の入学者数などのデータを作成している。

こうしたデータを基に、制度間の不公平が生じていないか、公平性が保持されているかを常に研究科委員会で検討している。

(2) 長所・特色

学生の受け入れの適切性については定期的に点検・評価を行っており、国際平和及び外交に関連する学生及び租税及び行政に関連する学生を毎年受け入れている。さらに2019（令和元年）年度には学士・修士5年一貫教育プログラムの募集も開始している（5-3）。

(3) 問題点

入学定員充足率及び収容定員充足率が、博士前期課程では、40%～50%となっており、受験生を増加させる方策を検討すべきである。博士後期課程は、この5年間は受験者がいなかった。博士後期課程の方こそ受験生増加のてこ入れをすべきである。

(4) 全体のまとめ

法学研究科では、学生の受け入れ体制は適切になされている。改善すべき点は今後検討していきたい。

【根拠資料】

- 5-1 学生募集要項（2021年度）4頁、16～17頁、
- 5-2 学生募集要項（2021年度）30頁以下、法学研究科ホームページ
https://www.soka.ac.jp/files/ja/20200731_133337.pdf
- 5-3 法学研究科ホームページ https://www.soka.ac.jp/files/ja/20181116_154332.pdf

基準6 教員・教員組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や研究科の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

教員組織の編成に関する方針として、本研究科では、本学の理念・目的、学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針にしたがっている。法学研究科独自に年齢構成などの教員構成を明示した基準はないが、教員選任手続の際に、教員構成の適切性につき具体的・総合的に判断をしている。各教員は本研究科の目的・理念に則り、リーガル・マインドとグローバル・センスを備えた人材・研究者や、建学の精神にある人間主義に基づいた法学・政治学の学問研究と法律実務に精通した人材・研究者を養成することを目的として教育研究に取り組んでいる。

各教員の役割、連携について、教育・研究・学内業務を円滑に遂行するために、各種委員会を設置し、それぞれの事項に関して担当教員の学内業務上の役割と責任が明確にされている。

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

本研究科では、博士前期課程の指導教員 15 名、博士後期課程の指導教員 10 名であり、大学院設置基準の必要数を満たしている (6-1)。

博士前期課程の指導教員 15 名と法科大学院の兼任教員 6 名の合計 21 名の年齢構成は、65 歳以上が 7 名、60 歳以上 64 歳以下が 6 名、55 歳以上 59 歳以下が 5 名、54 歳以下が 3 名となっており、平均年齢は、60.0 歳である。

博士前期課程の指導教員 15 名を分野別に見ると、公法 4 名、私法 3 名、刑事法 1 名、国際法 2 名、社会法 1 名、基礎法 2 名、政治学 2 名となっている。博士後期課程の指導教員 10 名の分野別の内訳は、公法 2 名、私法 5 名、アジア法 1 名、基礎法 1 名、政治学 1 名である。

ジェンダーバランスは、博士前期課程の担当教員として、21 名中、男性 19 名、女性 2 名である。

博士前期課程・博士後期課程の学生総数は 17 名 (2020 年 4 月 1 日現在) であり、これに対し現教員数が 21 名 (兼担含む) という状況は、教員組織の適切性が保たれている数値であり、法学研究科の教育課程の種類、性格、学生数との関係に照らして十分な教員が配置されているといえる。

点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

本研究科の専任教員は、研究科の基礎となる学部及び法科大学院の専任教員として採用され、その後、「創価大学大学院教員選任基準」に従って選任されるという方式が従来から採られていたため (6-2)、大学院独自による教員の募集は行われていなかった。しかし、「創価大学大学院担当教員任用特例規程」が設けられたので、大学院を担当することを主たる目的とする大学院担当教授または准教授を任用することが可能となり、現在では大学院独自で専任教員の募集を行うことができる (6-3)。これにより税法担当の教員 1 名が採用された。大学院担当の専任教員の任用および昇格に関する手続については、「同大学院教員選任基準」および「創価大学大学院教員の選任手続に関する内規」に詳細に規定されている。「同大学院教員選任基準」は、高度の研究・教育を行う者を選任するにふさわしい適切な内容であるといえる。また、「同大学院教員の選任手続に関する内規」は、厳正な審査を行うために必要かつ適正な手続を確保しているものといえる。

点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

本研究科では、教員のFD活動への参加を促進し、教育能力の維持・向上を図っている。各教員は、全学FDとして創価大学教育学習支援センター、FD委員会が開催する各種セミナーに積極的に参加するようにしている。また全学FD活動への参加に加えて、所属先の法学部や法科大学院のFD活動にも参加をしている。

法学部FDは、2014年度は2回、2015年度は4回、2016年度は2回、2017年度は1回、2018年度は3回、2019年度は1回実施した。さらに、年2回、学生による「授業評価アンケート」（学生がスマートフォンで回答し、ホームページにて結果を公表）を実施している。

法科大学院FDは、毎年2回行われ、第1回目は、3月下旬の年度初めの春学期に向け、第2回目は、9月中旬の秋学期に向けて行われる。他大学の法科大学院研究科長を招き、他大学の法科大学院の課題や問題点などを披瀝してもらい意見交換をしている。

これらに加えて、これまでの教員個人の申告による年度末の研究業績に関する「自己申告制度（業績評価）」を発展させ、2018年度より「教員の総合的業績評価制度」を実施している。具体的内容としては、「分野・領域別評価基準」として、「1. 教育」「2. 研究」「3. 学内業務」「4. 社会貢献」の4分野からなり、「1. 教育」は、（1）授業運営、（2）自己研鑽、（3）学生の学習・研究指導、「2. 研究」は、（1）研究成果公表（著書・論文執筆など）、（2）研究助成関連、（3）その他（科研費などの取得）、「3. 学内業務」は、（1）全学委員会、（2）学部委員会、（3）その他（入試監督・面接、校務出張など）、「4. 社会貢献」は、（1）メディア発信、（2）公共活動、（3）その他となっている。これにより、教員の資質がこれまで以上に総合的に評価され、向上が図られることとなった。また、大学からの研究費については、前年度の研究業績に基づく傾斜配分によって支給されている。

（2）長所・特色

教員組織の編成・実施方針について、社会のニーズや学生のニーズに対応する教員配置を実施していると思われる。

（3）問題点

大学院である以上、博士前期課程及び博士後期課程の担当教員の年齢バランスが多少高めになることは否めないが、21名中、64歳以上の教員が9名で、約43%になっているが、担当教員の高年齢化による年齢バランスを適正化する必要がある。時代に即応した新たな研究テーマを修士論文や博士論文のテーマに設定できることは、若手研究者の存在があつて的確に達成できることである。

また、博士後期課程を継続するための教員数の法定要件は、10名であるが、2020年度春学期において、1名の担当教員が急逝したため、1名の欠員が生じてしまった。翌秋学期にその補充人事を行ったが、このような事態に対処するために、博士号を保有していて博士後期課程を担当できる教員の今後の人事計画を立てておくことが望ましい。

さらに、法学研究科では、税理士志望・外交官志望の学生が、毎年一定数いるため、税法科目や国際法科目を充実させることが学生のニーズに応えるため、非常勤講師の担当者の採用を検討している。

(4) 全体のまとめ

教員組織の編成、その実施、教員の資質の向上は、大学院の運営上、最も重要な事項であり、現時点では一応適切な人事構成で運営がなされているが、常に改善の努力をしていかなければならない。

【根拠資料】

- 6-1 大学院要覧（2020年度）79～82頁、学生募集要項（2021年度）71～73頁、125～126頁、法学研究科ホームページ <https://www.soka.ac.jp/grad-let/major/law/faculty-profile/>
https://www.soka.ac.jp/files/ja/20190329_204320.pdf
- 6-2 創価大学大学院教員選任基準
- 6-3 創価大学大学院担当教員任用特例規程
- 6-4 創価大学大学院教員選任基準、創価大学大学院教員の選任手続に関する内規
- 6-5 FD・SD活動の自己点検とFD・SD計画書

基準7 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

(1) 現状の説明

24時間使用可能な時習館という大学院生のための個別の学習スペースのある建物が建設されている。法学研究科の学生も、時習館を拠点として、授業への出席、論文執筆の場として利用している。

奨学金については、日本学生支援機構の大学院生に対する貸与奨学金の申請・支給業務を行っている。博士前期課程の第1種奨学金（無利子）は、貸与月額5万円と8万8千円のどちらかを選択、第2種奨学金（有利子）は、5万・8万・10万・13万・15万から選択の奨学金による学生支援をしている（7-1）。

大学院生に対する給付奨学金として、創価大学牧口記念教育基金会大学院生奨学金があり、新入生のうち、法学研究科の採用人数に従って選考され、春semesterに一括給付している（7-2）。

また、セクハラ、アカハラ、モラハラ問題については、全学の体制整備によって大学院生も利用が可能である。

就職希望の大学院生に対しては、キャリアセンターが就職の斡旋をしている。

(2) 長所・特色

法学研究科の大学院生も、大学が整備した種々の学生支援制度を利用できる。また、奨学金については、20万円の一括給付の奨学金が新入生のほぼ全員に給付されている。

(3) 問題点

大学院生に対する給付奨学金制度を実施している大学の内容と比較すると、不十分である。特に、法科大学院修了で司法試験の合格した者が、博士後期課程の進学を希望した場合、経済的に厳しい者もいて、なんならかの奨学金の創設を検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

学生支援の制度には様々なものがあるが、法学研究科の学生もそれらを利用できるので、特に問題はないが、大学独自の給付奨学金についての検討はしていくべきである。

【根拠資料】

7-1 2021年度学生募集要項 120頁。

7-2 2021年度学生募集要項 120頁。

基準9 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

法学研究科においては、カリキュラム上、また、学外の組織や教員との連携、社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進、地域交流や国際交流事業への参加などは実施していない。

法学研究科の専任教員は、法学部や法科大学院の専任教員が兼任しているので、法学部と法科大学院が行っている、学外組織との連携および社会連携・社会貢献を通じた教育活動や、ワークショップ等を通じて、学外組織との適切な連携体制の構築、国際交流事業を実施している。

(2) 長所・特色

法学研究科の専任教員が所属する法学部や法科大学院は、学外組織・教員との社会連携・社会貢献活動、地域交流・国際交流事業に積極的に取り組んでいる。

(3) 問題点

法学研究科に専属する専任教員が1名だけであるので、法学研究科独自の社会連携・社会貢献を行うことは困難であり、法学部や法科大学院の中で実施して以外ない。

(4) 全体のまとめ

法学研究科の担当教員が、法学部の八王子市における地域密着型の活動だけでなく国際的学術諸活動にも取り組んでおり、法学・政治学の学問分野の特性を活かしつつ社会貢献に積極的に取り組んでいる。一方で、学術研究のより一層の海外への発信が、今後取り組むべき課題の一つであるといえる。